

佐賀県告示第 101 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 5 年 4 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

鹿島市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画下水道事業 鹿島市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 62 年 3 月 2 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 62 年佐賀県告示第 167 号、平成 5 年佐賀県告示第 99 号、平成 10 年佐賀県告示第 15 号、平成 16 年佐賀県告示第 536 号、平成 27 年佐賀県告示第 466 号及び平成 31 年佐賀県告示第 186 号の事業地に鹿島市大字納富分字道祖、字岩屋及び字小路並びに大字山浦字久保、字松原及び字浄願を加え、大字納富分字名子、字琴路、字永吉良及び字馬場並びに大字山浦字馬場地内において事業地を変更する。